

第三十條 工場内に於て飲酒し或は其附近に於て飲酒するハ禁ム

第三十一條 工場中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十二條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十三條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十四條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十五條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十六條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

第三十七條 労働者中ハ一日以上之労働者ヲ雇フルハ其労働者ノ健康ニ害スルモノトシテ禁ム

財團法人協同會大阪支所

ハ勿論妄リニ所屬工場ヲ離レ又ハ集會等ヲ爲スベカラズ

第四十條 工場内ニ於テ飲酒ハ勿論酒氣ヲ帯ビテ入場スルコトヲ嚴禁ス

第四十一條 休業セントスルトキハ必ず其前日ニ届出ズベシ高止ムヲ得ザル場合ハ遅クモ當日就業時間マデニ其手續ヲナスベシ

第四十二條 無届缺勤引續キ五日以上ニ涉ルトキ又ハ一ケ月中ニ無届缺勤三回以上ニ及ブトキハ解雇處分トス

第四十三條 缺勤七日以上ニ涉ル者ハ其事出ヲ證明スル書面ヲ提出スベシ

第四十四條 不注意怠慢等ニヨリ直接或ハ間接ニ工場ニ損害ヲ加ハタル場合ハ事情ヲ審査シ處罰ノ上其損害ヲ辨償セシムルコトアルベシ

第四十五條 辭職セントスルトキハ其理由ヲ詳記セル願書ヲ差出し許可ヲ受クルマデハ誠實勤務ニ服スベキモノトス